

## 「坂戸市環境保全条例の一部を改正する条例(案)」に対する意見・提案とその対応

No	項目	意見・要望	対応とその考え方
1	第78条関係	後は狂犬病の注射をしない人もいるので犬のリードの長さは1メートルよ決まっているのでリードを長くして散歩している人もいるのでその対策を考えてほしいのですよ	第78条第2項にて、飼い犬を綱等で制御するよう義務付けております。
2	第78条関係	近所住民が、のら猫に餌やりを行い無秩序に繁殖をし、糞尿被害、夜泣き、建物の物損等と生活環境が悪化し迷惑している。周辺住民への配慮を欠いた餌やりをした場合は強制力のある(罰金など)対応をお願いしたい。 餌やりをする場合は、最低限のマナーは守って頂きたい。 ※残飯、ごみの放置、置き餌はしない。 ※猫用のトイレを設ける。 ※避妊去勢手術を行う。等	無秩序な繁殖やその他の生活環境被害を防止するため、最低限のマナーを守るよう飼い主や餌やり主に対して条例第79条第2項により指導又は助言を行う規定を設けます。

1	その他	犬をかつているのにポストに犬のステッカーがはっていないところが多いのでその対策を考えてほしい。	坂戸市環境保全条例の一部を改正する条例(案)に該当しませんが、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例で規定されており、県の指導対象となります。
2	その他	私はねこは大好きです。もし道路にねこの死体があったら私は必ず止まって道路はしにおいて後は役所TELするのですか	坂戸市環境保全条例の一部を改正する条例(案)に該当しませんが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で対応します。
3	その他	よくニュースで本気でのらねこを殺す人がいるのでね	坂戸市環境保全条例の一部を改正する条例(案)に該当しませんが、動物の愛護及び管理に関する法律で対応します。
4	その他	資源紙のときに新聞他をどろぼうして買い取りしている人が多いのでその対策も今後考えてほしいですよ	坂戸市環境保全条例の一部を改正する条例(案)に該当しませんが、刑法で対応します。